

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件

岡山国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年7月まで

社会保険庁の記録では、昭和44年8月5日に国民年金の被保険者資格が取得したことになっているが、私は、それ以前の43年4月から44年3月までの国民年金保険料の領収書を所持している。

また、申立期間のうち昭和44年4月から同年7月までの国民年金保険料については、私が所持している国民年金手帳には検認印が押印されており、納付不要のスタンプも押印されているが、保険料が還付された覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和43年4月から44年3月までについては、申立人は、国民年金保険料の領収書を所持しており、当該領収書に記載された金額は、当該期間の国民年金保険料の所要金額より200円少なく記載されているが、当該領収書は、市出納員の署名及び公印の押印があることから、市により真正に作成されたものであり、当該期間の国民年金保険料を領収したものであることは明らかである上、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち昭和44年4月から同年7月までについては、申立人が所持している国民年金手帳に保険料納付に係る検認印と「納付不要」の両方の表示があるが、誤って検認した場合に記録すべきとされる所定の訂正記録は無く、誤検認であったとは認められない。

さらに、特殊台帳には申立期間の国民年金保険料の還付記録は無く、当該保険料が所定の手続に沿って還付された事実は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月30日から同年5月1日まで

A事業所に昭和28年2月から29年4月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、29年4月30日に退職していることになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主の回答から、申立人はA事業所に昭和29年4月30日まで勤務していたことが認められる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「月末まで勤務した場合、当該月の厚生年金保険料は控除されていると考えられる」と回答しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和29年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和29年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料

について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年11月1日に、資格喪失日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月1日から58年1月1日まで

昭和57年11月から12月までA事業所において非常勤の看護師として勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、全く加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された人事記録により、申立人がA事業所に昭和57年11月1日から同年12月31日まで非常勤職員の看護師として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立てに係る事業所は、「申立人は、採用時に厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしており、採用時から厚生年金保険に加入し、同保険料を給与から控除していたことが考えられる。」と回答している上、申立期間と同時期に採用された複数の非常勤職員も採用と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録に記載されている日給額等から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の

オンライン記録の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 11 月及び 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月21日から同年4月17日まで

昭和36年4月にA事業所に入社し、平成10年9月に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、昭和44年3月にA事業所C工場からB工場に転勤した際、厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る従業員名簿並びに事業主の回答などから、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和44年3月21日にA事業所C工場からB工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から46年10月1日まで

昭和46年4月にA事業所に入社し、B支店に配属となった。他の支店に配属となった同期の者は入社と同時に厚生年金保険に加入しているが、いずれもB支店に配属された私と私の同期一人が入社から半年後の46年10月に加入したことになっている。申立期間について、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立人に係る雇用保険の記録、申立期間当時のA事業所の「人事ニュース」、申立人の元同僚及び元上司の証言等から、申立人が昭和46年4月1日からA事業所B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行については、現在の事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の資料が無く不明としているが、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和48年に申立人に係る被保険者資格の取得についての社会保険事務所における事務処理が行われたことが確認できることから、当該事業所は申立人の申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行

っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の被保険者記録は、資格取得日が昭和42年4月1日、資格喪失日が47年1月16日とされ、当該期間のうち、42年4月1日から43年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立ての事業所における資格取得日を42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は、高校を卒業した昭和 42 年 3 月 16 日に A 事業所に入社して B 工場に勤務し、総務担当として給与計算事務を行っていた。

また、当時、厚生年金保険料は自身の給与から控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険への加入日が 43 年 4 月 1 日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間は昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 15 日までとなっており、この被保険者期間のうち、42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までについては、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付は行われなかった期間とされているところ、雇用保険の加入記録及び事業主から提出された人事記録から、申立人が申立期間に申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の新規適用日は昭和 41 年 8 月 16 日であるが、

申立てに係る事業所の本社から申立てに係る事業所に異動した者の年金記録をみたところ、41年8月16日以前より本社に在籍した年金記録があることから、申立てに係る事業所は、適用時点から厚生年金保険料を控除していたと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険庁のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続きを誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、平成4年6月から同年12月までを47万円、5年1月を41万円、5年2月から同年4月までを47万円、5年6月及び7月を47万円、5年8月を44万円、5年9月から同年12月までを47万円、6年1月を41万円、6年2月及び3月を47万円、6年4月を44万円、6年5月から同年10月までを47万円、6年11月から8年9月までを41万円、8年10月から9年2月までを38万円、9年3月を44万円、9年4月を47万円、9年5月から同年8月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から5年5月1日まで
② 平成5年6月1日から9年9月1日まで

平成4年5月11日から10年5月1日までA事業所に勤務したが、給与明細書の保険料控除額から算出した申立期間の標準報酬月額は社会保険庁の記録と相違している。申立期間の標準報酬月額を給与明細書から算出した標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、給与明細書の保険料控除額及び報酬月額から、平成4年6月から同年12月までの標準報酬月額については47万円、5年1月の標準報酬月額については41万円、5年2月から同年4月までの標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成5年6月及び7月の標準報酬月額については47万円、5年8月の標準報酬月額については44万円、5年9月から同年12月までの標準報酬月額については47万円、6年1月の標準報酬月額については41万円、6年2月及び3月の標準報酬月額については47万円、6年4月の標準報酬月額については44万円、6年5月から同年10月までの標準報酬月額については47万円、6年11月から8年9月までの標準報酬月額については41万円、8年10月から9年2月までの標準報酬月額については38万円、9年3月の標準報酬月額については44万円、9年4月の標準報酬月額については47万円、9年5月から同年8月までの標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は、申立期間において誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額または保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本社工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から同年4月23日まで

昭和33年3月17日にA事業所へ就職してから定年退職(平成12年2月21日)するまで正社員として勤務した。申立期間については、所属部署が変更になっただけであり、給与明細書もあり厚生年金保険料が控除されているので記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務し(昭和37年3月21日にA事業所B工場から同事業所本社工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和37年4月の社会保険事務所の被保険者記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から12年7月1日まで
申立期間当時、A事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた。

しかし、A事業所を退職した平成12年6月30日の後において、10年11月1日からの標準報酬月額18万円が12年9月26日に遡及して9万2,000円に減額修正されていた。給料が半額になった覚えはないし、その間の保険料が返還された記憶も無い。保険料の控除を証明する資料は無いが、標準報酬月額の減額は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年11月から12年6月までは18万円と記録されていたが、申立人がA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成12年7月1日直後の同年9月26日に9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「申立人は、申立期間当時、正社員として造園の作業に就いていた。また、申立てに係る標準報酬月額については、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導を受けて、遡及して記録訂正の届出を行った。」としており、申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月

額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、18 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年2月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について、被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和35年4月から同年9月までは1万2,000円、また、同年10月から36年1月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から36年3月まで

A事業所に昭和35年5月1日から36年3月まで勤務し、製氷関係の仕事をしていたので、この間の厚生年金保険の加入期間が記録されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、被保険者の氏名が「B」、生年月日が「昭和17年*月*日」であり、被保険者資格の得喪について、「昭和35年4月30日資格取得、36年2月26日資格喪失」とある記録が確認できるところ、当該記録に係る人物(B)の生年月日は申立人と同じであり、被保険者期間も申立期間とほぼ一致している。

また、申立人は、「幼少時に親が「C」と別名をつけた。」と供述しているところ、申立人に係る戸籍の附票に、「Dと婚姻」と記載されている上、申立人が提出した結婚式の誓詞には、申立人の名前は「B」、妻のそれは「D」と明記されている。

さらに、A事業所における申立人の当時の同僚(複数)は、「当時、申立人をBさんと呼んでいた。」と証言しており、また、申立人の弟は、「兄は一時期『C』と呼ばれていた。」と証言している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録に、申立人と思われる氏名が「E」と記録されているが、これは、旧被保険者名簿をコンピュータ記録に切り替える際に氏名を読み間違えて入力されたものと推測できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申し立てているA事業所の記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和35年4月30日に被保険者資格を取得し、36年2月26日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する「B」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和35年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から36年1月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの期間、50年1月及び50年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで
② 昭和50年1月
③ 昭和50年9月から同年12月まで

昭和50年ごろ、国民年金の加入手続を行い、保険料額や納付方法は覚えていないが、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付した。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料についても、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年6月に払い出されており、申立人が居住していた市が保管する「異動届兼申請書」により、申立人は同年5月に国民年金に加入したことが確認でき、50年ごろに国民年金に加入したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付場所、金額等に関する具体的な記憶が無い上、国民年金の加入手続の時期を当初は昭和45年としていたが、途中で50年ごろに変更するなど申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年9月までのうちの2か年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年9月までのうち2か年
私の母親が社会保険事務所に依頼して送付された納付書により平成11年10月からの18か月間の保険料を13年11月にまとめて納付した後、さらにさかのぼって納付しようと同年12月に社会保険事務所に連絡したところ、2年分しか納められないということだったので2年分の納付書を送ってもらい、14年1月に郵便局で28万円を下ろしたお金で納付した。納付したのが申立期間のうちのいつの分だったのか分からないが2年間分を納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする平成14年1月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間直後の平成11年10月から13年3月までの国民年金保険料を時効により納付できなくなる直前の平成13年11月に過年度納付しており、この過年度納付を行った以降に、申立期間の保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と相違している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から35年1月1日まで

A事業所に就職した際、同事業所から前に勤めていた会社が交付した厚生年金保険被保険者証を提出するよういわれ、預けた覚えがあることから、A事業所において厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主の証言から、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、申立期間について、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立てに係る事業所は、「事業所を法人化した後の昭和60年2月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではなかった。このため、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

さらに、申立人の同僚は、「事業所から健康保険証をもらったという記憶がないため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
高校卒業後、昭和 28 年 4 月に A 事業所に入社し、同年 10 月末まで旋盤工として勤務した。しかし、同期入社した者は、入社時から加入記録があるにもかかわらず、自分については加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたかについては分からない。」と証言している。

また、申立人の同僚の中には、厚生年金保険に加入していない者及び加入が遅れている者がみられ、申立てに係る事業所の事業主は、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていない、あるいは採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立てに係る事業所は既に解散していることから、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から35年3月31日まで
昭和31年に義父の紹介でA事業所に入社し、35年5月に退職するまで、運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入は、35年4月の1か月の加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日について、申立てに係る事業所が保管している厚生年金台帳の記録と社会保険庁の記録は一致している。

また、申立人の同僚は、入社後3年数か月経過した後に厚生年金保険に加入している上、申立期間当時の事務担当者は、「臨時社員の厚生年金保険の加入については、それぞれ希望を聞いて判断していた。」と証言していることから、申立てに係る事業所の事業主は、臨時社員であったとする申立人については、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から35年10月15日まで

昭和29年ごろA事業所に1年間歩合制で勤務した。その後、30年ごろに同事業所の専務になった。35年に国民年金に加入するまではA事業所において厚生年金保険に加入していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所で申立期間当時、事務を手伝っていたとする事業主の子の妻は、「私は昭和33年に結婚したので、結婚する以前のことは分からないが、申立人は35年ごろまで勤務していた。」と証言しており、勤務期間は特定できないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所において厚生年金保険の加入記録がある元従業員に聴取しても、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたとする証言は得られず、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月3日から同年12月29日までの期間及び31年7月1日から32年8月15日までの期間について、A事業所とは別のB事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、B事業所での申立人の元同僚は、「申立人はB事業所で勤務していた。」と証言している。

また、A事業所の事業主の子の妻は、「申立人の雇用形態、勤務内容については当時から承知していないが、申立期間当時、A事業所は個人経営であり、申立人を役員登記することはなく、事業主であった義父が申立人を専務と呼んでいただけである。」と証言しており、申立てに係る事業所とは別の事業所に勤務していたとする上記同僚の証言と併せ考えると、申立人のA事業所における勤務実態に係る主張は信憑性に欠ける。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も

無い。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事業所は当時の資料を保管しておらず、人事記録等申立てに関する事実を推認できる資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月10日から35年11月1日まで
② 昭和35年11月15日から42年1月26日まで

申立期間①については、親戚の紹介で、昭和34年4月からA事業所の臨時職員に採用され、一般職員と同様の仕事をし、次の就職の決まった35年10月末日まで勤務した。退職するまで契約の更新もなく、厚生年金保険にも加入していたはずであり、この期間が厚生年金保険の未加入期間であることに納得がいかない。

申立期間②については、年金を受給し始めてから年金額が少ないと感じ、社会保険事務所に相談したところ、昭和35年11月から42年1月までのB事業所の勤務期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。脱退手当金が支給されたとされる42年2月20日ごろは、結婚の準備や夫の勤務地への渡航準備等で大変多忙であった。同年3月*日に結婚式を挙げ、同月12日に夫の勤務地に渡航したので、脱退手当金の請求手続を行う暇も無く、受給もしていない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が臨時職員として勤務していたとするA事業所は、申立期間当時の臨時職員や厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立期間①における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況は不明である。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間①において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるとともに、当時、臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

さらに、申立人が記憶する申立人の後任者から聴取しても、申立期間①に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等についての証言は得られない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、社会保険庁が保管するB事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が押印されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和42年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B事業所を退職した後は結婚準備及び渡航準備で多忙であり、脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶も無いとしているところ、申立人が保管する申立期間当時のパスポートから、申立人がB事業所を退職して申立人の夫の勤務地に渡航したのは、申立人が記憶する昭和42年3月の約1年後であったことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から 44 年 1 月まで
② 昭和 46 年 2 月から同年 12 月まで

申立期間①については、A事業所に勤務し、運転手としてB事業所の宣伝車に乗務していた。給与からの保険料控除についての記憶はないが、義兄と一緒に勤務しており、A事業所に勤めていたことは間違いない。

また、申立期間②については、不動産業であるC事業所において、分譲地を一般客向けに販売する営業職として勤務していた。私が就職したのとほぼ同時に妻も営業事務職として就職し、しばらく一緒に勤務していたが、私は半年ぐらい経って新しくできたD支店に転勤になった。事業所の役員や同僚のことも何人か記憶しているので、勤務していたことは間違いないし、妻のC事業所での厚生年金記録が有るのに、私の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の同僚（義兄）の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「当時は本人の希望により、厚生年金保険の加入手続を行っていない従業員も多かった。」と証言しているほか、当時の同僚（義兄）は「私は就職日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、就職して2年ないし3年間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、当該事業所は、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間について、給料から保険料が控除されていた記憶は無く、保険料控除を示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②については、申立人の同僚の証言から、申立人がC事業所に勤務

していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚は、「申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無については分からない。」と証言している。

また、申立人は、申立期間について、給料から保険料が控除されていた記憶は無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 5 日まで
A 事業所を退職した後、当時の同僚の紹介で昭和 39 年 2 月 1 日に B 事業所に就職し、就職後 3 か月間は菓子の袋詰の仕事をしていた。その後、トラックの運転手として 41 年 2 月まで勤務した。B 事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の当時の事務担当者及び申立人の上司の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事務担当者及び同上司が、「申立期間当時の従業員は 37 人から 38 人ぐらいだった。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、B 事業所の申立期間における厚生年金保険の被保険者数は昭和 40 年 10 月末時点の 15 人が最大であることから、B 事業所は、当時、すべての従業員までを厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、その上、申立人の上司は 34 年から B 事業所に勤務していたとしているが、同人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 37 年 7 月 1 日から 2 年後の 39 年 11 月 1 日であり、申立人についても、就職後すぐには厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがえる。

また、申立人と一緒に働いていたとする同僚は、「当時、従業員の中には臨時従業員やアルバイトもいた。」と証言しており、B 事業所の総務経理部の担当者は、「申立人は、アルバイトであったと思う。」と証言している。

さらに、B 事業所は、昭和 48 年 4 月に移転した際に、書類等は処分したとしている上、当時の事業主は、現在療養中であり、申立てに係る証言を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管している B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番

号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無く、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 25 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、A事業所で昭和45年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年7月25日に喪失し、その後48年3月1日に再取得したことになっているが、申立期間中はA事業所の営業所を異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所B営業所から同事業所C営業所に申立人と一緒に転勤した同僚3人は、いずれも申立人と同様に8か月間、A事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、当該同僚のうち一人は、「申立期間当時の給与明細書を所持しているが、社会保険料は控除されていない。」と証言している上、別の一人は、申立期間において国民年金に加入しており、当時、C営業所に転勤した者について、A事業所の事業主は従業員を厚生年金保険に加入させなかったものと推測できる。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 6 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は自営で左官をしていたが仕事が思うようにならず、A事業所の従業員のBさんから、「当事業所に就職すれば社会保険に加入できる。」と聞き、昭和 53 年 1 月 6 日にA事業所に就職した。昭和 59 年 3 月 9 日（社会保険庁の記録では昭和 59 年 3 月 10 日）までA事業所に勤務していたことは、日記にも記しており間違いない。厚生年金保険の加入期間が退職間際の 1 か月のみであるのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主の妻（現事業主）は、「事業所の方針として、採用後、しばらくは試用期間を設けており、ある程度年数が経過した者でないと厚生年金保険には加入させておらず、また、年数が経過した者でも希望者のみを厚生年金保険に加入させていた。申立人は、『子供が生まれるので社会保険に加入したい。』と言ってきたので厚生年金保険に加入させたという記憶がある。」と証言している上、申立人と同じく左官であった同僚3人のうち、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険に加入していた者は一人である上、A事業所に入社すれば社会保険に加入できると申立人に教えた同人の同僚は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付しており、申立てに係る事業所は、当時、従業員全員までを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C県建設国民健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間の一部（昭和 56 年 3 月から 59 年 1 月まで）において、国民健康保険の被保険者となっていることが確認でき、この期間においては、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人が昭和 53 年 8 月に転出した際の転出証明書に記載された国民年金及び国民健康保険の異動情報から、転出前までは居住していた町の国民健康保険の被保険者であったことが確認できるほか、社会保険庁のオンライン記録によると、44 年 2 月 27 日に国民年金の被保険者資格を取得し、59

年2月1日に同資格を喪失し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管するA事業所に係る被保険者原票において、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 21 日から同年 4 月 5 日まで
② 昭和 44 年 3 月 21 日から同年 4 月 8 日まで

私は、昭和 41 年 1 月 5 日に A 事業所（本店）に就職し、47 年 5 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。途中、A 事業所 B 支店が廃止になり、昭和 42 年 3 月 21 日の C 事業所の設立に伴い同事業所へ移籍し、その後、44 年 3 月 21 日に再び A 事業所（本店）に移籍し、退職するまで勤務した。移籍後も引き続き給与から社会保険料は控除されており、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、被保険者とし認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時、A 事業所の顧問をしていた税理士及び申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所及び C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 事業所は申立期間①において、当時は厚生年金保険の適用事業所ではない上、A 事業所 B 支店の廃止に伴い、昭和 42 年 3 月 21 日に A 事業所 B 支店から C 事業所に移籍したとする従業員 15 人も、社会保険事務所の記録から申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 42 年 3 月 21 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、移籍したとする複数の同僚は、「C 事業所への移籍により、厚生年金保険の被保険者記録に 1 か月の空白がある。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録が無いところ、申立人は、昭和 44 年 4 月 8 日に A 事業所に係る雇用保険の被保険者資格を取得し、この記録は、申立人が A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した日と一致している上、申立人が C 事業所から A 事業所に移籍したとする事実を証言する同僚等は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所及び C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間①及び②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
知人の紹介で昭和 46 年から A 事業所に勤務し、事務の仕事をしていた。私が自ら給与計算をしており、間違いなく厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間において、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所の事業主及びその妻（当時は経理担当）は、「申立人は、夫の扶養に入るので社会保険に加入しないと言っていたことを記憶している。」と証言しており、同事業主は、申立人を採用当初から厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 11 月から 52 年 1 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 事業所が保管している健康保険被保険者資格取得確認通知書（控）には、申立期間に係る申立人の加入記録は無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない

岡山厚生年金 事案 465

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から同年 4 月 5 日まで

昭和 41 年 2 月 2 日に A 事業所 B 支店に事務員として就職し、42 年 10 月 10 日に退職するまで継続して勤務した。途中、A 事業所 B 支店が廃止になり、昭和 42 年 3 月 21 日の C 事業所の設立に伴い移籍した。移籍後も引き続き給与から社会保険料が控除されており、厚生年金保険に加入していた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、C 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 事業所は、申立期間当時は適用事業所ではない上、かつ、A 事業所 B 支店の廃止に伴い、昭和 42 年 3 月 21 日に A 事業所 B 支店から C 事業所に移籍したとする申立人を含む従業員 15 人が 42 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、申立人と一緒に移籍した複数の同僚は、「新会社への移籍により、厚生年金保険の被保険者記録に 1 か月の空白がある。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 10 日から同年 3 月 10 日まで
② 昭和 46 年 6 月 26 日から同年 8 月 31 日まで

A事業所へ昭和 46 年 2 月 10 日に妻と一緒に入社し、妻は 46 年 6 月 26 日に退社したが、私は 46 年 8 月末日まで勤務した。仕事はB職で正社員として勤務し、一月のうち 25 日間程度は地方に出張していた。

妻と一緒に入社したにもかかわらず、妻より 1 か月遅れて厚生年金保険に加入した記録となっている上、妻より長く勤めていたのに妻と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚は、「申立人についてはっきりと覚えていない。申立人の勤務期間も分からない。」としている上、当時のA事業所の事業主は所在不明のため連絡が取れない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、3 人には厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該記録がある同僚は、「私は昭和 45 年 11 月にA事業所に就職したが、厚生年金保険の加入は 46 年 3 月 10 日であり、就職から加入までの 4 か月間程度は研修期間であったかもしれない。」と証言しており、申立人や申立人の妻よりも研修期間が長かった従業員もいることから、申立てに係る事業所では、従業員により研修期間に差を設け、研修終了後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、「昭 46. 3. 10 取得、昭 46. 6. 25 離職」となっている申立人に係る雇用保険の加入記録は、同人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立期間①及び②において、申立人は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①及び②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

その他、申立人は、申立期間①及び②について、給料から保険料が控除されていた記憶は無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無く、申

立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 40 年の冬から夏にかけて A 事業所に勤務していた。仕事は、B 市にある製紙工場へ原材料を運搬したり、同工場の製品の出荷配送を行っていた。

当時の同僚には、C 氏及び D 氏がおり、昭和 40 年の夏に E 市において積載制限違反を犯して警察に検挙された際に、私が運転していたトラックに助手として C 氏が同乗していたことを覚えている。40 年 1 月から 3 月までは試用期間であった記憶があるが、申立期間中は正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所に在籍し連絡が取れた従業員 4 人は、「申立人のことを知らない。」と証言している上、当時の A 事業所の事業主は、「申立期間当時の資料等を保存しておらず、申立人に係る記憶は無い。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務期間、勤務状況が確認できない。

また、申立人の同僚については、申立人が同僚の姓しか覚えておらず、特定することはできなかった。

さらに、当該事業所は、昭和 39 年 4 月 1 日に E 貨物運送健康保険組合に加入していたものと推測できるが、同組合は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の記録は確認できない。」と回答している。

加えて、申立期間、申立人が給料から保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 468

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 49 年 2 月から 51 年 5 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月 1 日まで

昭和 43 年 3 月から 48 年 4 月まで A 事業所に勤務し、クレーン等の修理の業務に従事しており、複数の同僚について記憶している。

また、昭和 49 年 2 月から 51 年 5 月までの期間と 52 年 4 月から 53 年 12 月までの期間において、B 事業所に勤務し、A 事業所と同様にクレーン等の修理の業務に従事していた。B 事業所は A 事業所の社長の義理の弟が設立した会社であり、入社時（昭和 49 年 2 月）に事業主の奥様に A 事業所から交付された厚生年金被保険者証を渡したことをはっきり覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の同僚は、「申立人は A 事業所に勤務していたが、勤務時期及び勤務期間については不明」と述べている。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 46 年 9 月 1 日に資格を喪失した後、同年 9 月 11 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A 事業所は既に解散している上、同事業所の事業主も死亡しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間について、給料から保険料が控除されていた記憶も無い上、保険料控除を示す給与明細書等の資料も無く、申立に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について

申立人の同僚は、「申立人は B 事業所に勤務していたが、勤務時期については分からない。」と証言している。

また、B事業所の事業主及び申立人が申立期間において一緒に勤務したとする同僚は、「当時は、給与から保険料を控除されるより手取額が多いほうが良いという者もあり、事業所は、本人の希望を確認し、希望した者については厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、同社においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入したわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間について、給料から保険料が控除されていた記憶も無く、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 12 月 15 日まで
A事業所に在職中、公共職業安定所においてB事業所を探し、昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 8 月末ごろまでトラックの運転手として勤務した。
昭和 37 年 4 月の結婚式には、B事業所の事業主を初め多くの同僚が出席してくれるなど事業所から正社員として大事にされた記憶があり、事業所が厚生年金保険に加入させていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している「厚年被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚年被保険者資格喪失確認決定通知書」から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和 36 年 12 月 15 日）及び同資格の喪失年月日（昭和 39 年 12 月 5 日）は、社会保険庁の記録と一致する。

また、申立てに係る事業所が加入しているC食品連合健康保険組合における申立人の記録（昭和 36 年 11 月 18 日健康保険被保険者資格取得、39 年 12 月 5 日同資格喪失）と社会保険庁の記録とはほぼ一致する。

さらに、申立てに係る事業所の運転手であった申立人の同僚は「昭和 31 年 8 月から 39 年 8 月までB事業所に勤務したが、私の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 33 年 11 月 1 日となっている。」と証言し、申立てに係る事業所の総務担当者は「当事業所では、従前から基本的に採用後 3 か月間は試用期間を設けており、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言するなど、申立期間当時、B事業所では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと推測できる。

加えて、上記の総務担当者は、「当時の社会保険関係の業務は、専務が行っていたが既に死亡しており、詳細は分からない。」としている。

このほか、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

その他、申立人は、申立期間について、給料から保険料が控除されていた記

憶は無い上、保険料控除を示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。